

川口市飲食店等家賃支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した、店舗などを賃借している市内の飲食・小売事業者に対して支給します。

国や県の家賃支援給付金等を受けた事業者、対象とならなかった事業者も申請することができます

① 対象者(以下の要件を満たすこと)

- ・市内で店舗などを賃借し、飲食・小売業を営む小規模企業者
- ・2020年2月から10月の間、売上が前年同月比で減少した月があること

■対象外の事業者

- ・風営法上の性風俗関連特殊営業
- ・市税に滞納があるもの
- ・宗教法人
- ・その他本事業の目的・趣旨から適切でないと本市が判断した場合



② 支給額

20万円(口座振込) ※店舗の数を問わず1事業者につき1回限り

③ 申請書配布場所

- ・第一本庁舎(5階 1番窓口)
- ・川口駅前行政センター
- ・支所
- ・川口商工会議所
- ・鳩ヶ谷商工会
- ・川口緑化センター

※申請書は市または川口商工会議所ホームページからダウンロードもできます。

④ 申請方法

- ①郵送(〒332-8799 本町2-2-1 川口郵便局留め「川口市飲食店等家賃支援金事務局」あて)
- ②窓口(事前予約制) ※郵送が難しいかたに限ります。

場所 川口センタービル7階(本町4-1-8)

※希望するかたは電話またはFAXで事務局までお申し込みください。

⑤ 申請期間

10月1日(木)～11月30日(月) (消印有効)

⑥ 申請書類

店舗賃貸借契約書の写し、2019年の確定申告書の控え など

対象者や提出書類の詳細は申請書やホームページをご覧いただくか、事務局までお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ…川口市飲食店等家賃支援金事務局(10月1日(木)開設)

📞048-446-7971(平日9:00～12:00、13:00～17:00) FAX048-446-7973



市ホームページ